

令和4年4月からの

燃えるごみの

分別について

広報11月号でお知らせしたように、令和4年4月1日から燃えるごみの処理を寄居町にあるオリックス資源循環(株)に委託します。環境に配慮した施設である乾式メタン発酵施設が、主たる処理施設となっています。

この施設では、燃えるごみを焼却処理しません。食品廃棄物や紙ごみなどのバイオマス資源を発酵させることでバイオガスを生成し、このガスを発電用燃料として利用する再生可能エネルギー施設です。

処理方法の変更に伴い、分別方法が一部変更となります。今月号では現在の分別方法からの変更点や4月からの燃えるごみの出し方について、お知らせします。

令和4年4月1日からの変更点

品目	内容
 <p>カーテン じゅうたん など</p>	<p>現在：30cm以内に切断すれば燃えるごみとして可能 ⇒「粗大ごみ」 ※30cm以内に切断しても燃えるごみとしては出せません。</p>
 <p>衣類 布類</p>	<p>現在：30cm以内に切断すれば燃えるごみとして可能 ⇒資源回収「衣類」 ※30cm以内に切断しても燃えるごみとしては出せません。</p>
 <p>カバンなど 革製品</p>	<p>現在：30cm以内に切断すれば燃えるごみとして可能 ⇒「廃棄プラスチック」 ※30cm以内に切断しても燃えるごみとしては出せません。</p>
 <p>剪定枝 など</p>	<p>現在：最長辺50cm以内、枝の直径3cm以内 ⇒最長辺40cm以内、枝の直径3cm以内 ※30cm程度に束ねて出してください。 直径3cmを超えるものは「粗大ごみ」となります。</p>

分別方法の変更点

左記の品目については、分別方法や搬出の際の規格が変更となります。ご注意ください。

★「粗大ごみ」
「粗大ごみ」は、小川地区衛生組合に直接搬入、または車等がなく直接搬入できない場合は戸別収集申請(有料)のいずれかの方法で適正に処理してください。

発酵しないごみ(発酵不適物)



★発酵不適物とは

プラスチック製品や布類は、バイオマス資源以外の物となり「発酵不適物」として扱い、別施設で処理を行います。燃えるごみに発酵不適物を混入しないようにご協力をお願いします。

なお、プラスチック製品は、分別方法に従って資源プラスチック類または廃棄プラスチック類の収集日に出すようお願いいたします。